

583 伊藤悌治先生逝く

〔「法学新報」第30巻2（338）号 大正9年2月1日〕

○伊藤悌治先生逝く

前中央大学理事伊藤悌治先生は数年前より病褥に親まれつつありしか薬石効なく旧臘十九日長逝せられたり誠に哀悼の至りとす先生は安政五年六月二十五日、新潟県中蒲原郡字中高井に生れ大矢益彦氏の二男なり年十二同県北蒲原郡水原町伊藤退藏氏の懇望に依り其養嗣子と為る幼より学に励み孜孜研鑽明治十六年七月遂に東京大学法学部を卒業して法学士の学位を得同年八月十五日判事に任せられ職を東京始審裁判所刑事公判並に会議局に奉し翌十七年五月仙台台始審裁判所詰を命せられ民事控訴及び会議局掛を担当し名声漸く昂り明治十九年四月東京控訴裁判所詰を命せられ同年五月東京控訴院評定官を拜命明治二十五年十一月東京控訴院部長に補せられ翌年四月には東京帝国大学法科講師を嘱託せられ越て二十七年四月大審院判事に補せられ高等官三等に進み勲六等に叙し瑞宝章を授けられ其間判事検事登用試験委員及び弁護士試験委員並に文官高等試験委員等を兼ねること殆ど毎年の如くなりしも故ありて明治三十七年願に依り

本官を免せられ一旦在野の人と為りしか同年九月再び判事に任せられ高等官二等に叙し大審院判事に補せられ明治四十年に至り累進高等官一等に陞叙越て四十三年一月正四位に進み大正元年に至りて勲二等に叙し瑞宝章を授けられ翌二年大審院部長に補せらる

先生は公務の傍ら育英事業に従事せられ明治十九年より中央大学の前身たる東京法学院及早稲田大学の前身たる東京専門学校に於て多年法律学を講し英国契約法及民事訴訟法正解等の著ありて広く行はれ又大審院判決録の編纂に尽力し有名なる大審院判例要旨類集を創刊して法学界に貢献する所多く其齡漸く進むや適當なる後継者を推薦して講壇に立たす中央大学理事として同校の爲めに尽瘁し一意専念子弟の薫陶に日も亦足らざるもの如くなり先生は子福者にしてくに子夫人との間に五男六女を挙げ五男六男及び長女末女の四人夭折したりと雖も他は皆健在にして現に長男謙藏君は専ら家事に執掌し二男漸君は宮内省に奉職三男正人君は台湾銀行員四男讓君は母堂の実家中野姓を襲ひて郵船会社員と為り二女かめ子は判事鈴木英男氏に三女孝子は杉村愛仁氏に嫁し四女靜江五女菊江の両嬢は今猶ほ慈母の膝下に在り先生晩年に至りて健康甚た勝れず去る大正五年十一月二十三日微恙を犯して新嘗祭参拝の帰途聊か悪寒を覚へ帰宅匆匆就褥するや病勢漸次其度を高め肋膜炎と為り爾來横臥數閱月身体殆と自由ならず越て大正六年初夏の交より稍や輕快一時病勢衰へ翌七年一月に至りては所謂松葉杖を便りに屋内の歩行為し得たるも同年末に至りては病勢更に加はり腹部以下殆と

自身のものならざるか如く起居全く自由を欠きたりしも頭腦は依然明晰にして書籍を耽讀し元氣旺盛に偶々訪客あるに際しては時に談論風発殆と自ら病褥に在るを知らざるの概あり大正八年十二月十八日先生病革まるを自覚するや家人を招き後事を託し人生を説き歸するか如く瞑目せらる嗚呼哀哉葬儀は十二月二十二日午後二時青山斎場に於て執行せられたるか定刻朝野の法曹諸氏を始め会葬する者數百名の多數に上り神式を以て嚴肅裡に終了したり当日岡野学長は左の弔辞を靈前に朗讀せられ

謹テ故大審院判事從三位勲二等伊藤悌治君ノ靈前ニ白ス

伊藤君ハ我國ノ法曹間ノ長者ニシテ同人ノ俱ニ推重スル所ナリ而シテ今ヤ忽焉長逝誠ニ悲悼ニ堪ヘス

我中央大学創立当時英吉利法律学校ト称シ同学同志ノ者相依ツテ其事ニ当リ伊藤君実ニ此ニ与カル明治三十九年三月中央大学理事トシテ経営ノ任務ヲ担当シ大正六年十月病ヲ以テ其任ヲ辞ス願フニ私立大学ノ肇造ハ甚タ難ク其維持経紀ハ更ニコレヨリモ難キコトアリ而シテ伊藤君ハ其難キ所ノ事ニ当リ其忍耐ト努力トニ由リテ能ク其功ヲ全クス今日我中央大学ノ基礎鞏固ニシテ其規模亦皇張ヲ見ルヲ得其君ニ負フ所以ノモノ極メテ多シ今乃チ其功勞ノ大ヲ思フテ益々哀惜ノ念ヲ深クセサルヲ得ス

伊藤君篤学ニシテ謹厚人ヲ教ヘテ倦マス其資性汪洋澹泊終生名利ヲ追ハス窮達ヲ問ハス其病ヲ得ルヤ亦死生ノ間ニ從容タルノ概アリ今ヤ君亡シト難モ其高風永ク瞻仰スルニ足ル嗚呼伊藤君逝矣然レトモ其人猶ホ在スカコトキ感アリ謹テ白ス

大正八年十二月二十二日

中央大学学長法学博士 岡野敬次郎

又花井博士は中央大学学員会を代表して左の祭文を朗読せられたり

ル我大学ハ今ヤ校運鬱興規模漸ク整ヒ大ニ学界ニ雄飛セントス先生ノ遺業ハ千秋朽チスト云フヘシ然則先生雖死猶生也茲ニ恭シク靈柩ヲ拜シ謹テ生前ノ清節ヲ叙シ先生ノ靈ヲ祭ル感慨無量多ク言フ能ハス嗚呼悲哉尚饗

大正八年十二月二十二日

中央大学学員会理事長法学博士 花井卓藏

尚ほ稜威会及び古典攻究会代表奥澤福太郎、中央大学越佐会幹事熊倉泰一郎、学士会、乃木講等の弔辞ありたり

維時大正八年十二月十九日前中央大学理事伊藤悌治先生薨ス門弟子哭シテ慟セサルナシ茲ニ恭シク蘋藻ノ典ヲ具ヘテ先生ノ靈ヲ祭ル嗚呼先生徳高ク学深ク真ニ一世ノ洪範タリ幼ニシテ学ニ志シ長シテ東京大学ニ遊フ明治十六年業ヲ卒ヘテ判事ニ任シ声明アリ東京控訴院部長ヲ經テ累進大審院部長ニ補セラレ從三位勲二等ヲ賜フ職ニ在ルノ間判事検事弁護士試験委員文官高等試験委員民事訴訟法調査委員文官高等懲戒委員ト為リ又會計検査官懲戒裁判所判官ヲ命セラレ次テ帝国大学講師ヲ囑託セラルルトコロ成績アリ先是中央大学大審院判決録ノ編纂ノ拳アリ先生実ニ称首タリ而シテ先生ノ専門ハ民事訴訟法ニシテ造詣殊ニ深ク夙ニ学界ノ權威トシテ尊敬セラル明治十八年我大学ノ創立セラルルヤ先生亦議ニ与ル三十九年選マレテ理事ト為リ或ハ学政ヲ督シ或ハ学生ヲ教ヘ日々饗舎ニ没頭シ拮据精勵以テ大正六年ニ迫フ如此ニシテ先生ハ終始一貫法律学ノ為メニ至誠ヲ邦家ニ貢獻セラレタリ先生為人温良ニシテ恭謙而モ尚武ノ氣象ニ富ミ士道ヲ奨励シ又常ニ精神ヲ我国神隨ノ道ニ碎キ信念牢乎トシテ抜クヘカラサルモノアリ是レ其人格ノ崇高仰クヘキモノアル所以ナリ老来益々我大学ノ為メニ力ヲ致サントシ考案亦熟セルモノアリキ而シテ濫焉トシテ計ヲ伝フ天耶將命耶嗚呼悲夫雖然其心血ヲ注カレタ